

浪江町復興海浜緑地（多目的広場）ネーミングライツ事業命名権者募集要項

1 事業の目的

当該事業は、浪江町ネーミングライツ事業実施要綱（令和7年浪江町告示第94号）に基づき、町が民間事業者等に浪江町復興海浜緑地（多目的広場）の命名権を付与する代わりにその対価（以下「命名権料」という。）を得て、当該施設の維持管理及び利用者のサービス向上を図り、持続的な施設運営に資することを目的とします。

2 募集対象施設

- (1) 施設 の 名 称 浪江町復興海浜緑地（多目的広場）
- (2) 施設の所在地 浪江町大字請戸字御壇ノ西及び持平地内
- (3) 敷地面積等の概要
 - ① 敷地面積：49,828 m²
 - ② 管理棟面積：270 m²
 - ③ パークゴルフ施設：32,522 m²
 - ④ 屋根付き広場：600 m²
 - ⑤ ふれあい広場：4,831 m²（うち芝生：4,175 m²、舗装：656 m²）
 - ⑥ 倉庫：49 m²
 - ⑦ 車庫：74 m²
 - ⑧ 駐車場：8,242 m²（約200台）

3 命名権の付与期間（契約期間）

契約締結日から令和13年3月31日までとします。

契約締結日は、町と命名権者との協議により決定するものとします。なお、契約期間が年度途中となる場合は、年額契約額を月割りし算出した額とします。

契約期間満了に際し、命名権者が町の定める期限までに次期契約への更新を希望する旨を申し出た場合は、町は町の定める条件に基づき協議を行い、更新の可否を判断します。

4 命名権料

最低募集金額は、年額30万円（消費税及び地方消費税を除く）以上とします。

5 費用負担区分

(1)ネーミングライツ導入に伴う費用負担は、原則として次のとおりとします。

区分	町	命名権者
町ホームページ・広報誌等作成及び表示変更に係る費用	○	
パンフレット、封筒等の町の印刷物やホームページの表示変更 ※注1	○	

命名権料		○
敷地内外の看板・標識等の設置及び表示変更（施設、道路標識等）※注2		○
応募及び契約締結に係る諸費用		○
原状回復に係る費用		○
上記以外の費用等	協議	

※注1 残部数や切り替え時期等考慮し、協議の上、変更時期を決定します。

※注2 敷地内の看板の表示変更は原則実施し（別紙1参照）、敷地外の表示変更は、町や関係機関と協議の上、決定します。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含め町や関係機関と協議の上、決定します。

6 リスク分担

命名権者が設置又は変更した看板等により第三者に損害が生じた場合、又は愛称が第三者の商標権、知的財産権を侵害した場合の責任及び費用は、命名権者が負担するものとします。その他定めのないリスクが生じた場合は、町と命名権者が協議し決定するものとします。

7 愛称の条件

- (1) 愛称は公共施設にふさわしいものであって、親しみやすさ、呼びやすさ等の視点から、町民の理解が得られるものとします。なお、ネーミングライツは、愛称の付与であり、条例上の名称を変更するものではありません。
- (2) 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができません。
 - ① 法令等に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - ② 公序良俗に反するもの
 - ③ 政治性、宗教性のあるもの
 - ④ 社会問題についての主義主張のあるもの
 - ⑤ 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
 - ⑥ 当該愛称の内容について町が推奨している等、町民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
 - ⑦ 商標権、著作権等の第三者の知的財産権を侵害するおそれのあるもの
 - ⑧ その他、愛称として使用することが不適切であると町長が認めるもの
- (3) 愛称には、法人名、商品名、ブランド名、ロゴマーク等を用いることができます。ただし、一般に理解しやすいもので、必要に応じてフリガナを使用する等の配慮をお願いします。
- (4) 契約期間中は原則として愛称の変更はできません。ただし、社名変更等、やむを得ない事情がある場合は協議に応じます。また、愛称が定着するまでの間は、条例上の名称等を併記する場合があります。

8 応募資格

命名権者は法人を対象とします。また、法人が次の事項に該当するものを除きます。

- (1) 以下の事業者^①に該当するもの。
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で、風俗営業と規定される業種
 - ② 風俗営業類似の業種
 - ③ 消費者金融
 - ④ ギャンブル（公営競技、公営くじを除く。以下同じ。）に関するもの
 - ⑤ 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
 - ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続き中の事業者
 - ⑦ 法令等の必要な許可などを受けることなく業を行うもの
 - ⑧ 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反しているもの
 - ⑨ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
 - ⑩ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
 - ⑪ 公租公課を滞納しているもの
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
- (3) 町から指名停止措置等を受けているもの
- (4) 浪江町暴力団排除条例（平成 26 年 3 月 28 日条例第 1 号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等、その他反社会的団体
- (5) 政治団体又は宗教団体及び宗教法人に該当するもの
- (6) その他命名権者として不適当だと町長が認めるもの

9 応募方法

- (1) 募集期間・提出期限
令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 8 年 4 月 30 日（木）まで
- (2) 提出書類
 - ① ネーミングライツ事業応募申込書（様式 1）
 - ② 法人の概要を記載した書類
 - ③ 法人登記事項証明書
 - ④ 定款、寄付行為その他これらに類する書類
 - ⑤ 最新年度の事業計画書
 - ⑥ 直近 1 事業年度分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
 - ⑦ 直近の町税等の納税証明書（国税、地方税（本店所在地の都道府県、市町村のものに限る。）、直近 1 年分のもので、かつ発行日から 3 か月以内のものに限る。)
 - ⑧ ネーミングライツ事業申込に係る誓約書（様式 2）
 - ⑨ 暴力団排除に関する誓約書（様式 3）
 - ⑩ 地域貢献活動に関する実績・提案書（様式 4）
 - ⑪ その他町長が必要と認めるもの
- (3) 提出部数
上記書類を原本 1 部、原本の写 1 部、副本 11 部、及び CD-ROM1 枚（副本は、③④⑦⑨を除く。それ

以外の様式はコピー可能。)を作成の上、A4 縦型フラットファイルに綴じ込み A3 判の書類は折り込んでください。ホチキス綴じは不可とします。

(4) 提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

- ①郵送又は、電子メール（郵送の場合、配達証明付き郵便に限る。）
- ②持参（土、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(5) 提出先

〒979-1521 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町 40-1
 浪江町教育委員会事務局 生涯学習課 社会体育係
 TEL 0240-23-5041 FAX 0240-23-5602
 E-mail namie43020@town.namie.lg.jp

(6) 留意事項

提出書類は、関係機関に意見を聴く目的でも使用することがあります。また、浪江町情報公開条例（平成11年3月25日条例第13号）に基づき開示することがあります。

応募に関して質問がある場合は、令和8年4月17日（金）までに、質問書（任意様式）を問合せ先へメールにて提出してください。質問する際は、タイトルを「ネーミングライツ質問」としてください。なお、質問及び質問に対する回答は、順次町ホームページに掲載します。

10 選定方法・選定の基準

選定にあたっては、浪江町復興海浜緑地（多目的広場）ネーミングライツ事業選定委員会（以下「委員会」という。）において、応募資格、審査項目等を総合的に審査し、命名権者の優先交渉権者及びその順位を決定します。

なお、応募者が1者のみの場合も、委員会において命名権者としてふさわしいか審査します。

(1) 選定基準

審査項目	審査ポイント	配点
①愛称案	町民にとっての親しみやすさ（容易に浪江町を想起できるものかどうか）、わかりやすさ、施設イメージとの整合性（パークゴルフ場と理解できるものや、さわやかさ、愛称の呼びやすさ）	30
②命名権料	金額の妥当性、相対評価	50
③命名権者としての適格性	(ア) 地域貢献活動・10点 ・実績（令和6年度及び令和7年度） ・提案（施設の魅力向上、地域活性化、集客に関する提案） (イ) 経営の安定性（営業年数・売上高等）・5点 (ウ) 町内事業者・5点	20

(2) 採点方法

審査項目	採点内容
①愛称案	上記(1)の審査内容について総合的に勘案し、下記(3)の判断基準により算出する。
②命名権料	【応募者が1社の場合】 ・配点(50点)×100% 【応募者が複数ある場合】 ・配点(50点)×申込金額 / 最高申込額
③命名権者としての適格性	
(ア) 地域貢献活動	上記(1)の審査内容について総合的に勘案し、下記(3)の判断基準により算出する。
(イ) 経営の安定性	決算報告書等による経営状況、安定性等を下記(3)の判断基準により算出する。
(ウ) 町内事業者	【町内事業者の場合】 ※町内に本社、支店及び事務所等がある ・配点(5点)×100% 【上記以外の場合】 ・配点(5点)×0%

※点数は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで算出する。

(3) 判断基準

評定	評価	点数
A	とても優れている	配点×1.0
B	優れている	配点×0.8
C	普通	配点×0.6
D	やや劣っている	配点×0.4
E	劣っている	配点×0.2

11 審査結果の通知

選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。

12 契約の締結

町は、命名権者の優先交渉権者と契約内容について詳細な協議、契約を締結します。

また、契約が締結された場合は、決定した愛称、命名権者となった団体、契約金額及び契約期間等について町ホームページ及び広報紙等に公表します。

13 契約の解除

命名権者が応募資格を喪失した場合、又は信用失墜行為、その他命名権者の責めに帰すべき理由により、命名した名称を使用することが、命名施設及び町のイメージを損ねる恐れがあると判断した場合は、町は、契約満了を待たず当該ネーミングライツに関する契約を解除することができるものとしま

す。

この場合において、原状回復等に係る費用は、命名権者の負担とします。また、契約解除に伴い、命名権者に損害が発生した場合にあっても、町は、その責任を負わず、そのときすでに納付されている命名権料については返還しません。

14 実施スケジュール

募集期間	令和8年4月1日（水）から同年4月30日（木）まで
質問書の受付	令和8年4月17日（金）まで
申込書の提出期限	令和8年4月30日（木）まで
審査期間	令和8年5月中旬頃（予定）
命名権者及び愛称の決定	令和8年5月下旬頃（予定）
契約の締結、導入準備開始（準備期間3ヶ月）	令和8年6月中旬頃（予定）
愛称の使用開始、施設開所	令和8年9月中旬頃（予定）

15 問合せ先

〒979-1521 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町 40-1
浪江町教育委員会事務局 生涯学習課 社会体育係
電話 0240-23-5041 FAX 0240-23-5602
E-mail namie43020@town.namie.lg.jp